

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、国民健康保険管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

評価実施機関名

座間市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき国民健康保険業務を遂行するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)に規定される次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務<ol style="list-style-type: none">被保険者の資格取得喪失の管理被保険者への被保険者証、高齢受給者証の交付国民健康保険税の課税・徴収に関する事務<ol style="list-style-type: none">国民健康保険税の算定のための所得の管理国民健康保険税の課税計算、決定及び徴収国民健康保険税の減免、徴収猶予の申請の受理及び決定国民健康保険被保険者への保険給付の支給に関する事務<ol style="list-style-type: none">療養費等の支給申請の受理、確認、決定及び支給高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請の受理、確認、決定及び支給出産育児一時金、葬祭費の支給申請の受理、確認、決定及び支給特定疾病認定申請の受理、確認、認定及び受療証の交付限度額適用(標準負担額減額)認定申請の受理、確認及び認定証の交付一部負担金減免申請の受理及び決定他の法令による医療に関する給付との調整保険給付の一時差止国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務<ol style="list-style-type: none">特定健康診査及び特定保健指導の実施人間ドック費用助成事業の実施国保健康診査の実施
③システムの名称	(1) 国民健康保険システム (2) 宛名システム (3) 情報連携システム (4) 中間サーバ (5) 国保総合システム (6) 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・ 第9条第1項(利用範囲) ・ 別表第1 第16、30項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p><別表第2における情報提供の根拠> ・ 第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 第1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・ 第3欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の表記、第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の表記であり、それぞれ他の法令等において「市」、「医療保険給付関係情報」が対象として定められている項 第9、12、15、17、22、43、78、88、97、106、109、120の項</p> <p><別表第2における情報照会の根拠> 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給」又は「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項 第27、42、43の項</p> <p>※別表第2の項番30、88については個人番号を当面利用しない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総合政策部行政管理課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	座間市健康部保険年金課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-7003(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

